

福岡市

くらしの

EYE  
あい



2009.6 No.222

消費生活情報誌

- 知って納得、くらしの知識

## アナログテレビ放送から デジタルテレビ放送へ

- くらしの生活科学情報

## 長期使用製品安全点検・表示制度

- 相談コーナーから

## 久しぶりにエステに行ってみたら …あれ！？お店がない！

～長期の契約と事業者の倒産～

- 身近なユニバーサルデザイン（共用品）



くらしのはてな  
これはなんでしょうか？

A：大きな輪ゴム

B：ピンのフタオープナー

# 知って納得、くらしの知識

## アナログテレビ放送からデジタルテレビ放送へ！

2011年7月24日までにアナログテレビ放送は終了し、デジタルテレビ放送に移行します。なぜ、デジタルテレビ放送に移行するのでしょうか。

大きな理由のひとつは、電波の有効利用です。電波は無限に使えるように思えますが、実はある一定の周波数のところだけしか使えません。日本では、すき間のないほど過密に使われているため、テレビ放送をデジタル化することで、周波数に余裕をつくり電波の有効利用を図ろうというのです。空いたチャンネルは、防災、交通事故防止、携帯電話などさまざまな分野で有効に使われることとなります。

## 地上デジタルテレビ放送（地デジ）を視聴するための豆知識Q&A

Q：地デジ放送を見るにはどうするの？

A：次の3つの方法があります。

①地デジチューナー内蔵のデジタルテレビに買い換える。

②ケーブルテレビに加入する。

※有料になりますので、くわしくはケーブルテレビ会社へお問い合わせ下さい。

③地デジチューナーまたは地デジチューナー内蔵録画機器を購入する。

※地デジチューナー搭載製品は、全て右のロゴが表示されていますので参考にしてください。



Q：アンテナはどうすればいいの？

A：「UHFアンテナ」が必要になります。

なお、UHFアンテナが設置されていても地デジ放送の受信状況により、アンテナの調整や交換が必要になる場合があります。

Q：この他に、分からないことがあればどうすればいいの？

A：総務省の相談窓口がありますので、下記にお電話でお問い合わせをお願いします。

「総務省 地デジコールセンター」

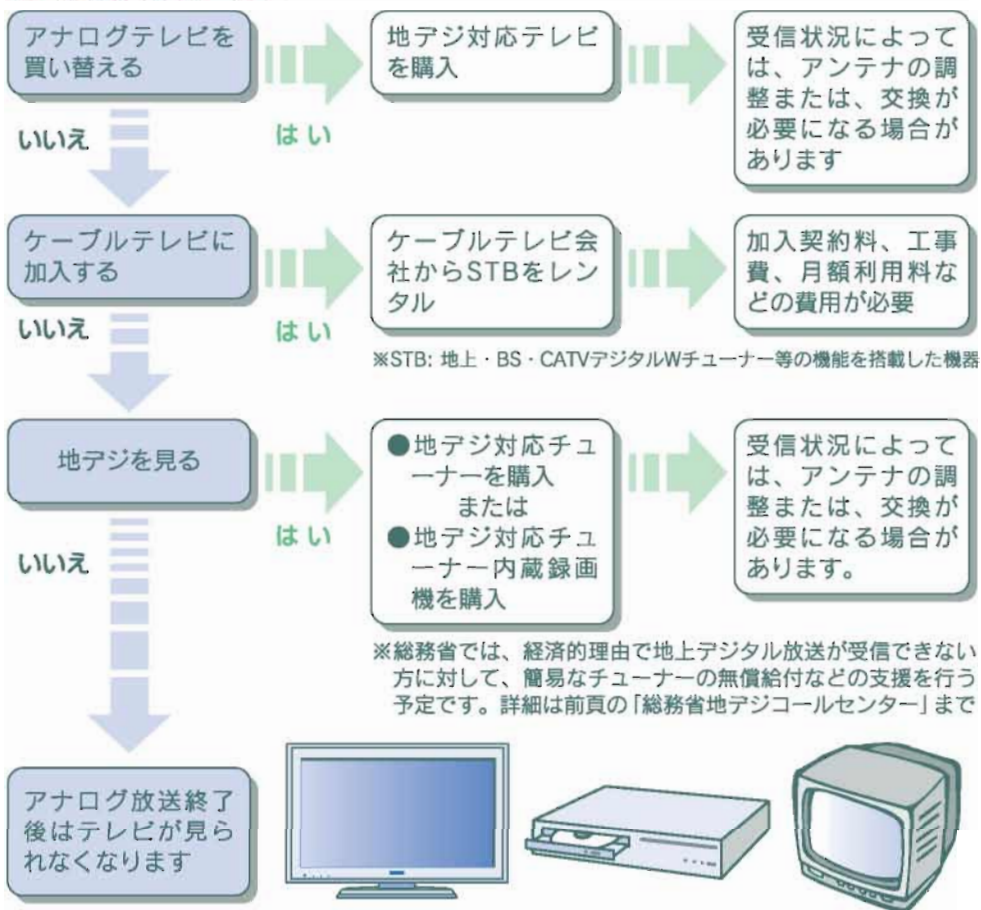
(電話 0570-07-0101 平日 9:00~21:00/土・日・祝祭日 9:00~18:00)

I P電話などで、つながらない方は03-4334-1111へおかけください。

※I P電話：インターネットを利用した電話サービス

## 地デジ、どうする？

現在アナログテレビでアナログ放送を受信している方は、下記のフローを参考に地デジの準備をはじめましょう！



## 地上デジタル放送に乗じたこんなサギにご注意を!!

★呼んでないのにやってきて、 unnecessaryな工事などで代金を請求する。

★「手数料を払わないと地デジは見られない」などと偽って架空の料金を請求する。

※「あやしい」と思ったら、福岡市消費生活センターTEL781-0999まで。

## 長期使用製品安全点検・表示制度

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。このような事故を未然に防ぎ、製品を長く安全に使うために、平成21年4月1日から法令改正により「長期使用製品安全点検・表示制度」がスタートしました。

### ◆「長期使用製品安全点検制度」（消費生活用製品安全法）

長期間の使用に伴う経年劣化により、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品について、製造・輸入事業者が、所有者に対し点検時期を知らせ、所有者が点検を受けることで製品事故を防止する制度です。

点検の対象となる製品（**特定保守製品**）は次のとおりです。



屋内式ガス瞬間湯沸器  
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま  
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯器



石油ふろがま



密閉燃焼式（FF式）  
石油温風暖房機



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機

平成21年4月1日より前に製造・輸入された製品についても法令に基づいた点検を受けることができますので、詳しくは製造・輸入事業者などにお問い合わせください。

## ●特定保守製品を購入したら

特定保守製品を購入したら、次の手順で所有者登録をし、点検時期が来たら点検を受けましょう。賃貸住宅などで製品を家主が設置・所有している場合は、家主が所有者登録をしてください。

- ①販売者から点検制度についての説明を受けます
- ②所有者票を返送します（製造・輸入事業者への所有者登録）
- ③点検時期（製品本体に点検期間が記載されています）が来たら通知が届きます
- ④点検を依頼します ※点検料金は所有者が負担します
- ⑤点検を受けます

点検時期の通知を受け取るためには、所有者情報の正確な登録が必要です。変更の際は早めに登録先に知らせましょう。

なお、所有者登録された情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。

## ◆「長期使用製品安全表示制度」（電気用品安全法の技術基準省令）

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、「設計上の標準使用期間」と「経年劣化についての注意喚起」等の表示を製造・輸入事業者が義務付けるもので、消費者に長期使用時の注意喚起を促す制度です。

表示の対象となる製品は次のとおりです。

扇風機

エアコン

換気扇

洗濯機

ブラウン管テレビ

<表示イメージ図>



【製造年】20XX年

【設計上の標準使用期間】△△年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

事故が起きると周りの人にも迷惑がかかります。製品の所有者は、点検を受けるなどの保守に努め、製品を使う人、周りの人の安全にも配慮しましょう。

## ◆この制度のお知らせホームページ及び問い合わせ先

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/01.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html)

九州経済産業局消費経済課製品安全室 電話：092-482-5523

# 久しぶりにエステに行ってみたら…あれ!?お店がない!

～長期の契約と事業者の倒産～

100年に一度といわれる経済危機のなか、最近は「店がなくなった」「事業者と連絡がつかない」などの相談が増えています。特に長期間の契約を結ぶことが多いエステティックサロンなどの相談事例が目立ちます。

## <事 例>

「雑誌広告を見てエステ店に行き、30万円で美顔15回コースの契約をした。まだ5回しか行ってない。夏を前に、久しぶりに肌のお手入れをしようと、予約の電話をしたが繋がらない。店に行ってみたら看板もなく人の気配もない。どうしよう、クレジットを組んで分割支払い中でまだ残額が10万円あるのに…。そもそも施術を受けられないのに何で払わないといけないの。おかしくない?受けられない分のお金を返してよ」

(20代・女性)



## ●エステは「特定継続的役務（えきむ）」です

もともと「エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス」の6業種の契約は、長期にわたり役務（サービス）を提供することが多く、その目的（やせる、外国語が上達する、成績が上がる等）の実現が確実にないという特徴を持っています。そのため解約を巡るトラブルが生じやすいので、消費者保護の観点から「特定継続的役務提供」の契約として特定商取引法で規制されており、8日間のクーリング・オフ期間経過後も契約期間内なら将来に向かって中途解約することができるようになっています。

しかし、解約の主張も相手あつての話。事例のように今後サービスの提供が望めない場合、支払ったお金はどうなるのでしょうか。

## ●倒産した事業者との契約の処理について

事業者が経済的に破綻し、事業を続けられなくなる状態を一般的に「倒産」といいます。

倒産してもサービスを受けた分の支払いは当然しなくてははいませんが、未提供サービスがある場合、正式に裁判所で「破産手続開始決定」を受けたのかどうか、また支払い方法によっても対応が異なります。

事例の場合、事業者が行方不明では相手方と交渉できないため、残念ながら過払い分の返金は困難です。ただし、不幸中の幸いなのは、割賦販売法が適用される分割払いをしているので、クレジット会社に対して事業者の債務不履行という抗弁をもって今後の請求を止めることはできます。

また、事業者が倒産した場合は、とりあえず「施術の履行を希望。不可能なら債務不履行により契約を解除するので、未提供サービス分の料金の返金を希望する」旨の書面を事業者宛に送付しましょう。破産手続開始決定後は、裁判所から債権者（契約者）に破産手続開始通知が届くので、改めて未提供サービスの代金相当額を破産債権として届け出て配当を待つことになります。

ただ、いずれにしろ、返済資金もほとんどないことが多いので実際に返金される可能性は低く、返ってきたとしてもわずかな金額しか期待できません。

## ●長期の契約は慎重に

事例のように、サービスの提供が完了する前に事業者が倒産しても、一旦支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。平成19年には大手英会話教室が倒産し、前払いした授業料を取り戻せなくなった受講生は全国で約30万人いるといわれています。

今後さらに景気の悪化が進めば倒産に追い込まれる事業者が増えることも予想されます。信用できる事業者を選ぶことが大切ですが、一般の消費者が事業者の経営状態を知ることは難しいものです。このようなリスクを避けるためには、

①あまり長期で高額の契約をしない。

②現金一括払いは避け、割高でもクレジットによる分割払いを利用する。

など、消費者が自衛手段を講じることも必要でしょう。

相談コーナーの受付は平日、第2・4土曜日の9:00~17:00です。

第2・4土曜日は電話相談のみです。

**【電話】092-781-0999**

# お知らせ

## 7月のくらしの情報講座

- テーマ エコ家電ってお得なの？～家電の上手な使い方・選び方～
- 講師 (社)日本電機工業会 服部 智 氏
- 日時 平成21年7月14日(火)13:30～15:00
- 会場 婦人会館大研修室(中央区舞鶴2丁目5-1あいれふ9階)
- 定員 150名(先着順)
- 参加料 無料
- 申込み 7月13日(月)までに福岡市消費生活センターに電話またはFAXでお申し込みください。
- 託児 託児(1歳以上就学前)の予約は6月30日(火)まで。定員20人(先着順)  
電話 092-712-2929 FAX 092-712-2765

## 消費者教育出前講座～あなたの町にうかがいます～

消費生活センターの職員や相談員が、市内の公民館や集会所、学校などに出向いて講座を開催します。

- 内容 消費生活センターの紹介、悪質商法の手口と対処法、家庭で起こる製品事故、浄水器の実験商法の実演などのメニューの中から選択
- 会場 申込者でご用意をお願いします。
- 時間 1時間程度
- 費用 無料



※内容・開催日については、事前に電話でお問い合わせください。電話 092-712-2929

## 身近なユニバーサルデザイン(共用品)

### 表紙の答えは「B」「ピンのフタオープナー」

手の力が弱い人や高齢者でなくても、ピンのフタが固くてあけられなかった経験はあると思います。おもわず、叩いてしまったり、お湯につけてみたり、タオルを巻いてひねってみたりと、工夫して悪戦苦闘しているうちに、あきらめてしまったという人もいることでしょう。今回紹介するオープナーはラバー製で、ピンのフタに合わせてひねると、手がすべらずに軽い力でフタが開くという優れたものです。使ったあとは冷蔵庫などにマグネット部によってくっつけられるので、引き出しなどにしまい、イザ使うときに探したりする手間もかかりません。

高価で立派なオープナーも多く出ていますが、ユーザーの使用シーンを想定し、使わないときにジャマにならない工夫を施した点と手軽さは、高く評価できます。

文章：金本幸喜子 取材協力：共用品九州 <http://www.kyoyohin.com/>



- 編集 福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号(あいれふ7階)  
TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765  
市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック!
- 発行日 平成21年6月15日 ※本誌に対するご意見、ご希望を消費生活センターまでお寄せください。
- くらしのEYEは区役所や公民館などの市の施設のほかに、銀行、郵便局でも配布しています。
- 印刷 友盟社印刷有限会社